

生活のきまりについて

集団生活の場を楽しく意義あるものとするために、次の３点を特に心がけてください。

- ・自分を大切にし、優しい心で人に接しましょう。
- ・めりはりのあるけじめをつけた生活をしましょう。
- ・校則を守り、良識のある行動をとりましょう。

函館西高生としての誇りと自覚を持って、充実した高校生活にしてください。

1 本校の生活上の規程を以下に示します。

第2章 服装・頭髪等

(服 装)

第2条 制服は本校指定のものを正しく着用し、変形・加工を認めない。

2 夏季の指示された期間は略装を認める。

3 休業日に登校する際は、制服又は本校規定のジャージを着用する。

(頭髪・装身具)

第3条 頭髪、眉は清潔で端正にし、パーマ、染色、脱色等、変形・加工を認めない。

2 化粧・マニキュアをせず、装飾品（イヤリング、ピアス、指輪、ネックレス等）をつけない。

第3章 校内生活

(校内生活)

第4条 校内で掲示・展示・配布等を行うときは、生徒指導部の許可を受ける。

2 放課後や休業日に校舎を使用するときは、教員の許可を受ける。

3 本校関係者以外の者を校内に入れる場合は、教員の許可を受ける。

4 学校生活に不必要なものは持ち込まない。

(遅刻・早退)

第5条 登校時刻は始業開始前までとし、遅刻した場合は職員室で入室許可を受ける。

2 登校後、外出又は早退する場合は、学級担任に許可を受ける。

第4章 校外生活

(校外生活)

第6条 外出時には、身分証明書を携帯する。

2 帰宅は、午後10時までとする。また、原則として友人・知人宅への外泊は認めない。

3 酒類を提供する飲食店等、高校生としてふさわしくない場所には出入りしない。

(交通安全)

第7条 安全やマナーに心がけるとともに、交通事故に巻き込まれない観点から、次の事項を遵守する。

(1) 在学中の自動車運転免許証の取得は認めない。

(2) 家族以外の運転する車両に同乗する場合は、原則保護者の同意を必要とする。

(アルバイト)

第8条 アルバイトを行う生徒は、「アルバイト届」を事前に生徒指導部へ提出する。

2 定期考査の始まる1週間前から終了するまでの間は、アルバイトへの従事を認めない。

3 酒類を主に提供する飲食店及び外交やセールス、その他危険や宿泊を伴う業務への就労は認めない。

4 成績不振科目を有する生徒は原則アルバイト禁止とし、継続については保護者と担任とが協議する。

5 特別指導を受けた生徒は、指導期間中のアルバイトを認めない。

(下 宿)

第9条 下宿をするときは、「下宿届」を事前に生徒指導部に提出する。

2 原則として保護監督者のいない生徒の一人暮らしは禁止する。ただし、特別な事情がある場合は保護者の責任において下宿以外のアパート等を認めることがある。

2 規程に定められたこと以外の「きまり」については、以下のとおりです。よく読んで、理解しておきましょう。

(1) ソックス等について

- ア ズボン着用時のソックスは華美でないものとする。
- イ セーラー服着用者については以下のとおりとする。
 - ・黒系ストッキングまたは黒か紺の無地ソックスを使用する。
 - ・夏季略装時は白のソックスも可とする。
 - ・ソックスについてはワンポイントまでは認める。
 - ・くるぶしが隠れない丈のソックスは認めない。

(2) コート・防寒着について

授業中は防寒着（ジャージ・カーディガン等）の使用を認めない。

(3) 下履

サンダル、ハイヒール類は認めない。

(4) 頭髪等

- ア 色の特徴、くせ毛、縮毛矯正などについては入学時に知らせる。
- イ 奇抜な髪型は認めない。「いつでも面接を受けることができる」スタイルに整える。
- ウ 髭は認めない。

(5) 携帯電話・スマートフォン

スマートフォン等の通信機器の持ち込みは認めるが、使用上のマナーを守ること。